朝鮮近代における公共性と祝祭空間

本夫殺害事件報道について

大石和世(九州大学大学院人間環境学府 博士課程)

近年、朝鮮植民地研究において、近代化論に関連して「公共性」が議論の焦点となっている。すなわち、限界がありながらも公共圏が存在していたという事実を植民地朝鮮研究において認めるべきであるという主張である。これに対して、植民地という政治的状況から、圧倒的多数の民衆の公共圏からの排除をより重視するべきではないかという批判がなされている [並木 2003: 1-42、趙 2008: 1-32]。両者とも、おもに植民地支配という主題のもとでの公共性を議論している。しかし、たとえば、公共圏を構築する主要なメディアであった新聞を例に挙げれば、新聞に取り上げられているトピックは直接的には国家、民族に限定されない。卑近で低俗とされる対象が多く取り扱われている。つまり、植民地公共性に関する上記の議論は限定的だと言わざるを得ない。そこで、公共性を、ある関心の共有によって構成される空間[齊藤 2000: 5-6]として広くとらえなおし、公共圏から排除された人々をも視野に入れた植民地近代について考察を試みたい。

朝鮮半島では、夫殺しは重罪とされていた。それは、儒教的倫理に強く反するからである。したがって、本人が処刑せられるのみならず夫殺しが発生した行政区域まで降格の対象となった。近代に入り朝鮮が植民地化されると、夫殺しは日本人植民地行政官によって「朝鮮固有の犯罪」として発見されるようになる。その原因として指摘されたのが早婚とそれに起因する夫婦間の不和である。この言説は1920年代から1930年代にかけて、植民地期の中では相対的に言論が自由だった時期に、朝鮮近代知識人によって受け継がれ新聞紙上で盛んに取り上げられた。当時頻発した幼な妻による夫殺しに関して、「早婚の悲劇」という見出しが出され、妻に同情的な論調で朝鮮の「弊習」としての早婚が攻撃された。

新聞紙上では上記のような啓蒙的論調が主流であった1920年代に発生したのが「本夫殺害美人K事件」である。1924年、20歳の美人Kが結婚してまもなくの夫をネコイラズを飲ませて殺したとして捕らえられた。彼女は罪を認め地方法院で死刑の判決受けた。しかし、裁判判決の直後、彼女は殺害を否認し、京城(今のソウル)覆審法院に上告した。このことは朝鮮語の新聞によって報道された。その際、Kは「絶世の美女」と書かれたため、世間の注目を集めた。弁護には後に著名となる新進気鋭の弁護士李仁が名乗り出た。

裁判の進行につれ、この女性と事件に対する関心はますます高まり、有罪か無罪かについての議論が新聞、雑誌、口頭で繰り広げられた。裁判の様子は新聞によって翌日、Kや証人と裁判官のやりとりまで詳細に報道された。裁判所、弁護士には数多くの投書が寄せられた。公判のたびに、彼女を一目見ようとする数百人から数千人の老若男女が法院を取り囲み、交通渋滞を巻き起こし、群衆を阻止しようとする警官との間でもみ合いがおこった。

本発表は、事件当時の新聞、雑誌をおもな資料として上記の本夫殺害事件報道を分析する。そして、国家や民族の問題とかかわりつつも、それとずれながら、スキャンダルとして共有される消費文化的公共性について議論する。この事件は、当初は対面的な関係において発生した田舎によくある事件でしかなかった。しかし、人々の注目を集めるにつれ、啓蒙主義的、儒教的議論という抽象的問題に発展する一方で、彼女をひとめみたいという、世俗的で対面的な欲望をも喚起していく。それが、裁判所を取り囲む群衆という形で、公共圏から排除された人々をも巻き込む祝祭的な空間を非意図的に作り出していった。司法とマスメディアが構築する近代的空間が民衆的な祝祭空間へとどのように接合されていったか、また、この祝祭的空間はいかなる条件のもとに成立したのかについて述べたいと思う。

【参考文献】

並木真人 2003「朝鮮における「植民地近代性」・「植民地公共性」・対日協力」『国際交流研究:国際交流学部 紀要』5号、フェリス女学院大学。

趙景達 2008 『植民地期朝鮮の知識人と民衆』有志舎。

齊藤純一 2000 『公共性』岩波書店。

【 植民地公共性、新聞、司法制度、祝祭 】